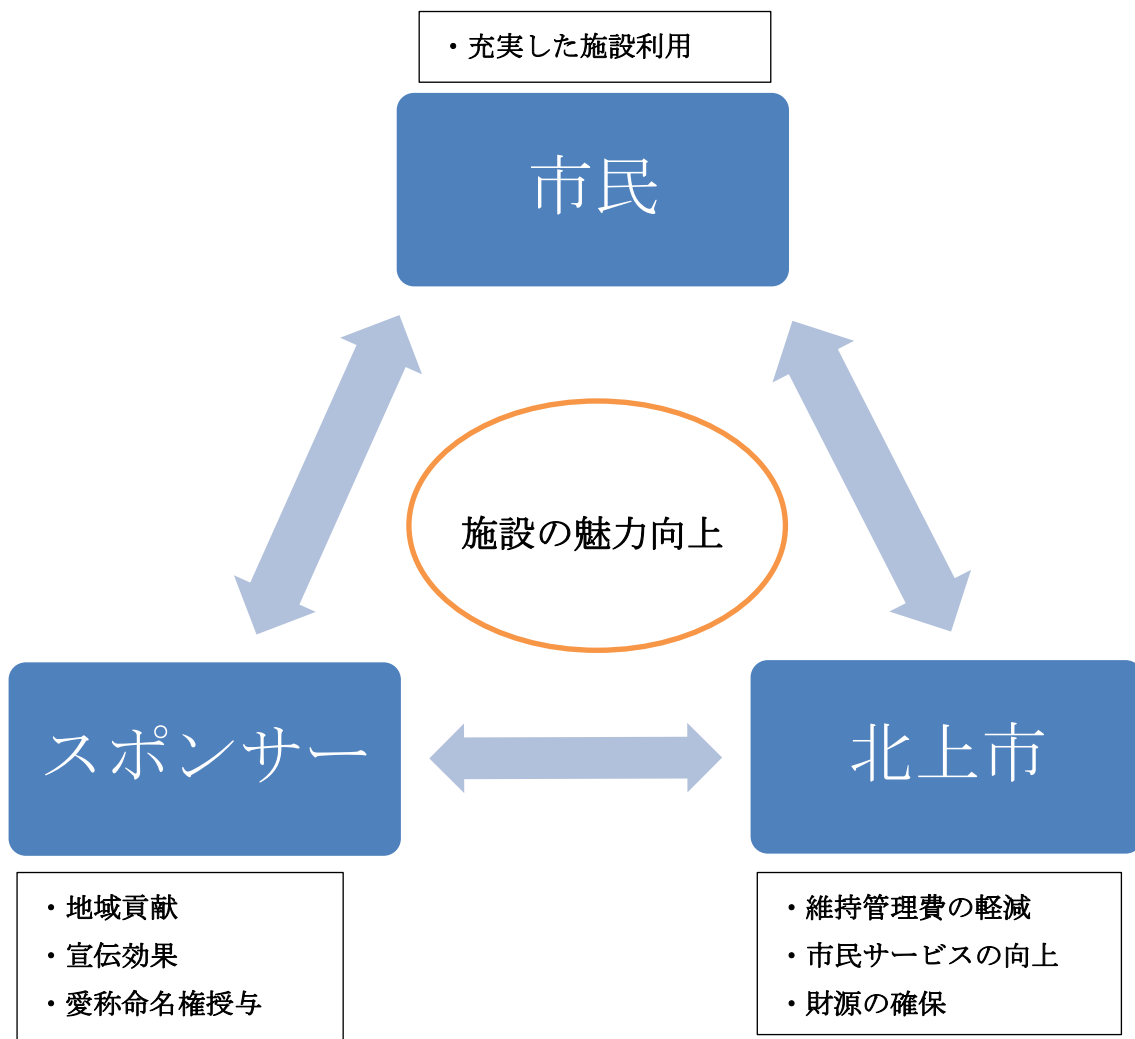


ネーミングライツ事業とは

ネーミングライツ事業とは、民間事業者等（スポンサー）に対して市の施設等への愛称を命名する権利を付与し、市は当該団体から対価を得て、施設の維持管理や市民サービス向上に役立てる制度です。



当市では、ネーミングライツ事業の種類として、以下の2種類を掲げています。

- (1) 公募型：市が選定した対象施設等についてスポンサーを募集するもの
→市が必要と認めた場合に募集する。
- (2) 企画提案型：民間事業者等からネーミングライツ事業に係る提案を募集するもの
→随時提案を募集している。